

長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱

平成22年3月25日 21建企第735号

最終改正 平成23年3月25日 22建企第680号

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県が発注する建設関連業務委託(以下「業務」という。)に係る入札及び契約の透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、当該説明に不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事後審査型一般競争入札 長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱に基づき施行する入札方式であって、入札後において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格を提示したものについて競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札決定するものをいう。
- (2) 関係部 内部組織の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する各組織のうち、危機管理監、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (3) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (4) 事務所 関係部等の業務に係る入札事務を執行する課若しくは室、関係部等の業務に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で業務に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (5) 競争参加資格委員会 関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した、業務に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。
- (6) 指名審査委員会 関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した、業務の入札参加者の指名等を行う委員会をいう。
- (7) 入札監視委員会 別に定めるところにより設置した、長崎県入札監視委員会をいう。
- (8) 休日 長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日をいう。

(苦情処理の対象となる業務)

第3条 この要綱による苦情処理の対象となる業務は次のとおりとする。

- (1) 事後審査型一般競争入札による業務

(入札契約手続きの執行)

第4条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札契約手続の執行を妨げないものとする。

(苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立ての方法)

第5条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立てができる期間は、別表のとおりとする。

- 2 苦情の申立ては、別表の4の欄に掲げる期間内に、苦情申立書(様式第1号)により、発注者である事務所の長に対して行うものとし、様式第1号には、申立者の住所及び氏名、申立ての対象となる業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。
- 3 特定建設関連業務委託共同企業体が苦情申立てを行うときは、特定建設関連業務委託共同企業体名を冠し、構成員全員の連名により行うものとする。
- 4 第2項に規定する苦情申立てがあるときは、別表の5の欄に掲げる機関において、審議するものとする。

(苦情申立てへの回答)

第6条 苦情の申立てがあった場合、事務所の長は苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、苦情申立てに係る回答書(様式第2号)により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及び等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、

回答期限延長通知書（様式第3号）により通知し、回答期限を延長することができるものとする。

（苦情申立ての却下）

第7条 事務所の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日から起算して7日（休日を除く。）以内に、苦情申立て却下通知書（様式第4号）により、その申立てを却下することができるものとする。

（苦情申立てについての教示）

第8条 苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、この要綱における対象業務に係るものに限る。

2 事後審査型一般競争入札にあっては、入札公告に記載することにより教示すること。

（苦情処理手続に係る明示）

第9条 第5条及び第6条に掲げる苦情申立てに係る手続について、当該業務を所管する事務所において掲示する等により明示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第10条 苦情処理の回答結果については非公表とする。

（再苦情の申立てができる者及び再苦情申立てができる範囲）

第11条 第6条に規定する苦情申立てに係る回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、当該回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、事務所の長に対し、再苦情申立書（様式第5号）により再苦情の申立てを行行うこととし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。

2 再苦情の申立てがあった場合、事務所の長は、速やかに長崎県入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てへの回答）

第12条 事務所の長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、その結果を再苦情申立てに係る回答書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い事務所の長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第13条 事務所の長は、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理した日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立て却下通知書（様式第7号）により、その申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第14条 第6条に規定する苦情申立ての回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（苦情処理手続に係る明示）

第15条 第11条及び第12条に規定する再苦情申立てに係る手続については、第6条に規定する苦情申立ての回答書中に記載して明示するほか、第9条に規定する方法により明示するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第16条 事務所の長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、当該業務の入札結果一覧表に様式第5号及び様式第6号を添付する方法により、速やかに公表するものとする。

2 前項に規定する公表の期間は、当該業務の契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

附 則

本要領は、平成22年4月1日より施行する。（平成22年3月25日21建企第735号）

本要領は、平成23年4月1日より施行する。（平成23年3月25日22建企第680号）

様式第1号（第5条関係）

苦情申立書

年 月 日

（事務所の長等） 様

1. 苦情申立者の住所氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

（電話番号）

2. 苦情申立ての対象となる業務名

業務番号

業務名

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

（事務所の長等） 印

苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1. 業務番号
業務名

2. 申立事項への説明

3. 再苦情申立について

本回答書について異議がある場合は、この業務を所管する課長又は事務所の長に対し再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てを行う場合は、本回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に様式第5号によるものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載して下さい。

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(事務所の長等) 印

回答期限延長通知書

年 月 日付で申立てがあった苦情申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長します。

記

1. 業務番号
業務名

2. 回答期限
(1) 延長前の回答期限 年 月 日
(2) 延長後の回答期限 年 月 日

3. 回答期限を延長する理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(事務所の長等) 印

苦情申立て却下通知書

年 月 日付で申立てがあった苦情申立てについては、下記の理由により却下します。

記

1. 業務番号
業務名

2. 却下の理由

再苦情申立書

年 月 日

(事務所の長等) 様

1. 再苦情申立者の住所氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(電話番号)

印

2. 再苦情申立ての対象となる業務名

業務番号

業務名

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

(事務所の長等) 印

再苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1. 業務番号
業務名

2. 申立事項への説明

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(事務所の長等) 印

再苦情申立て却下通知書

年 月 日付で申立てがあった再苦情申立てについては、下記の理由により却下します。

記

1. 業務番号
業務名

2. 却下の理由

別表(建設関連業務委託)

1. 入札方式	2. 苦情申立てができる者	3. 苦情申立てができる範囲	4. 苦情申立てができる期間	5. 苦情申立てを審議する機関
事後審査型 一般競争入札 (試行含む)	・落札候補者のうち不適合と認められた者	・不適合と認めた理由	・競争参加資格要件不適合通知書による通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内	競争参加資格委員会
	・入札に参加した者で落札者とされなかった者	・落札者を決定したこと及び当該入札参加者が落札者とされなかった理由	・入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)	